

別表（第5条関係）

経費		補助率等
項目	内容	
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、専門家等への謝礼 ・コーディネーターへの謝金 	補助対象経費の総額の10分の10以内の額又は補助対象経費の総額から当該補助事業の実施に係る収入額を差し引いた額の、いずれか低いほうの額以内とする。ただし、上限額は50万円とする。
交通費	事業を実施するために必要な交通費等	
消耗品	事業を実施するために必要な文具費、日用品費、材料費、医薬品代等	
食料費	食材費	
燃料費	事業を実施するために必要な機器の燃料、ガソリン代等	
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業周知に係るチラシ、広報、資料等の印刷費及びコピー代等 ・学習支援に関する印刷費及びコピー代等 	
水道光熱費	事業を実施するために必要な電気・ガス・水道料金等	
通信運搬費	事業を実施するために必要な郵便、宅配便等の運搬用費用等	
保険料	ボランティア保険、行事保険料	
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために必要な会場等を使用するための費用 ・事業を実施するために必要な車両や機器類のリース料 	
委託費	事業を実施するために必要な委託経費	
備考		
表記載の経費であっても支払が翌年度になる場合は、対象経費に含まない。		